

様式第1（第4条関係）

温室効果ガス算定排出量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

報告者 住 所 〒

(ふりがな)
氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第26条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特定排出者コード									
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号									
(ふりがな) 特定排出者の名称 (前回の報告における名称)									
(ふりがな) 所 在 地		〒	一	都道府県	市区町村				
商標又は商号等									
特定排出者の主たる事業					事業コード				
特定排出者の主たる事業を所管する大臣									
特定排出者において常時使用される従業員の数									
温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量				第1表、第2表及び別紙のとおり					
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)		1. 有	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)				1. 有		
2. 無					2. 無				
担当者 (問合せ先)		部署							
		(ふりがな) 氏名							
		電話番号							
		メールアドレス							
※受理年月日	年 月 日			※処理年月日	年 月 日				

- 備考
- 1 本様式は、特定排出者ごとに作成すること。
 - 2 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 - 3 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号、認定管理統括事業者番号、管理関係事業者番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 4 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 - 5 特定排出者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
 - 6 特定排出者の主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記載し、2以上の業種に属する事業を行う特定排出者にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 - 7 特定排出者において常時使用される従業員の数の欄には、前年4月1日現在（前年度中に事業を開始した特定排出者においては事業を開始した日）における人数を記載すること。
 - 8 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1.有」に○をすること。
 - 9 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1.有」に○をすること。
 - 10 ※の欄には、記載しないこと。
 - 11 本様式及び別紙の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【特定排出者単位の報告】

排出年度 : _____ 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量			
		①燃料の使用に伴うエネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO ₂	③他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO ₂	④非エネルギー起源CO ₂ (⑤を除く。)
		⑤廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	⑥CH ₄	⑦N ₂ O	⑧HFC
		⑨PFC	⑩SF ₆	⑪NF ₃	⑫エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
-	特定排出者全体	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂
		⑤ t-CO ₂	⑥ t-CO ₂	⑦ t-CO ₂	⑧ t-CO ₂
		⑨ t-CO ₂	⑩ t-CO ₂	⑪ t-CO ₂	⑫ t-CO ₂
1	事業の名称	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂
		⑤ t-CO ₂	⑥ t-CO ₂	⑦ t-CO ₂	⑧ t-CO ₂
	細分類番号	⑨ t-CO ₂	⑩ t-CO ₂	⑪ t-CO ₂	⑫ t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣				
2	事業の名称	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂
		⑤ t-CO ₂	⑥ t-CO ₂	⑦ t-CO ₂	⑧ t-CO ₂
	細分類番号	⑨ t-CO ₂	⑩ t-CO ₂	⑪ t-CO ₂	⑫ t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣				
3	事業の名称	① t-CO ₂	② t-CO ₂	③ t-CO ₂	④ t-CO ₂
		⑤ t-CO ₂	⑥ t-CO ₂	⑦ t-CO ₂	⑧ t-CO ₂
	細分類番号	⑨ t-CO ₂	⑩ t-CO ₂	⑪ t-CO ₂	⑫ t-CO ₂
	当該事業を所管する大臣				

- 備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。
- 2 番号1から3までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
- 3 ①～⑫の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する量（②を除く。）
 - ② エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生する量
 - ③ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する量
 - ④ 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①、②、③及び⑤を除く。）
 - ⑤ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
 - ⑥ メタンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑦ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑧ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑨ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑩ 六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
 - ⑪ 三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑫ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
- 4 ①の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るもの）を除く。）を記載すること。
- 5 ①の量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。③の量に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の3及び第3表の4にも必要事項を記載すること。さらに、備考7(1)イからエまでに掲げる量が含まれる場合には、第5表の1にも必要事項を記載すること。③の量に、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の5及び第3表の6にも必要事項を記載すること。さらに、備考7(2)カ及びキに掲げる量が含まれる場合には、第5表の1にも必要事項を記載すること。
- 6 ②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るもの）を除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の燃料としての使用
 - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 7 ③の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。
- (1) 次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量
 - ア 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - イ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量
 - ウ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
 - エ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量
 - (2) 次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量
 - オ 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - カ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量
 - キ 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量
- 8 ⑤の欄には、廃棄物の焼却（焼却時に発生する熱を回収するものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。
- 9 ⑧及び⑨の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 10 ⑫の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 11 ⑫の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るもの）。
- 12 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②、③及び⑫の欄には記載する必要はないこと。
- 13 ①、②、④、⑤及び⑫の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて第5表の7及び第5表の8にも必要事項を記載すること。

第2表 特定排出者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

備考 調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載すること。

第3表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		
t-CO ₂ /千 m ³		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の4 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の5 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第3表の6 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	適用範囲
t-CO ₂ /GJ		

備考 本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

第4表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

- 備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の1及び第3表の2に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の3及び第3表の4に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、第3表の5及び第3表の6に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、第5表の7及び第5表の8に記載すること。

第5表の1 温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種 別	合 計 量
1.	t-CO ₂
2.	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

- 備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。あわせて、第5表の2、第5表の3及び第5表の4に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の5に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、第5表の6に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

第5表の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・ 再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・ 再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・ 再エネ熱由来・その他
～		t-CO ₂	再エネ電力由来・ 再エネ熱由来・その他
合 計 量		t-CO ₂	—
(うち再エネ電力由来)		t-CO ₂	—
(うち再エネ熱由来)		t-CO ₂	—

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
- 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。
- 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
- 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
- 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
- 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
- 7 方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。
- 8 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t-CO ₂
	②再エネ電力の導入に係る クレジット	t-CO ₂
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t-CO ₂
④①～③の合計		t-CO ₂
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
- ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ④ ①～③の量の合計量
- ⑤ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑥ ⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
- ⑦ 他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
- ⑧ ⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

第5表の4 国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	t-CO ₂
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	t-CO ₂
	③①及び②の合計	t-CO ₂
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t-CO ₂

備考 本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
- ② 国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
- ③ ①及び②の量の合計量
- ④ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
- ⑤ 他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

第5表の5 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する全ての情報（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

第5表の6 非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種 別	非化石証書の量	全国平均係数	補 正 率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t-CO ₂ /kWh		t-CO ₂

- 備考 1 本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
 2 全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
 3 種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
 4 算定に用いた非化石証書の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 5 本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

第5表の7 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した 二酸化炭素の量	t-CO ₂
-------------------------------------	-------------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種別が2以上になる場合には、その合計量を記載すること。

第5表の8 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素 に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途 に係る情報	当該燃料の製造の用に供した 二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。

第5表の9 森林等炭素蓄積変化量

種 別	種別ごとの森林等炭素蓄積変化量
① 森林	t-CO ₂
② 木材	t-CO ₂
③ 合計	t-CO ₂

備考 1 本表の各欄には、次に掲げるそれぞれの二酸化炭素の合計量（単位：t-CO₂）を記載すること。

- ① 国内における森林の整備及び保全並びに森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の合計量
- ② 国内における建築物その他の工作物又は家具その他の物品における木材の使用、廃棄又は滅失に伴い変化した炭素蓄積の量に相当する二酸化炭素の合計量
- ③ ①と②の量の合計量

2 森林等炭素蓄積変化量の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。

第5表の10 森林等炭素蓄積変化量に関する情報

種別	情報	
森林	所有森林の面積（合計）	ha
	所有森林のうち、全ての森林を算定する場合又は算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その面積…①	ha
	所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方	
	①のうち、クレジット制度においてプロジェクト登録している森林の面積…②	ha
	①のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積…③	ha
	被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林がある場合、その被害の内容	
	①のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林の面積…④	ha
	①のうち、他の特定排出者が代わりに管理しており、かつ、当該他の特定排出者が算定する森林について、その特定排出者名	
	所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林の面積…⑤	ha
	所有者（特定排出者に限る。）に代わり管理している森林のうち、自ら算定する森林について、その所有者名	
算定する森林のうち、計画の対象となる森林	算定する森林の面積（①－②－③－④＋⑤）	ha
	算定する森林の所在する都道府県	
	森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の別	
	対象面積	ha
	代表的な樹種	
	主伐面積	ha
	主伐材積	m ³
	森林の蓄積	m ³
	期首	m ³

	期末	m^3	
	変化した森林の蓄積の量	m^3	
	森林の蓄積の算定に使用したデータの別		
	変化した炭素蓄積の量	t-C	
算定する森林のうち、計画の対象となる森林を除いた森林	対象面積	ha	
	主伐面積	ha	
	主伐材積	m^3	
	減少した森林の蓄積の量	m^3	
	減少した炭素蓄積の量	t-C	
森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更(算定する森林の土地)	用途の変更内容		
	用途の変更年度		
	用途を変更した面積	ha	
	変化した炭素蓄積の量(土地)		
		t-C	
過年度に報告した森林のうち譲渡した森林	対象面積	ha	
	減少した炭素蓄積の量	t-C	
過年度に報告された森林のうち譲渡された森林	対象面積	ha	
	増加した炭素蓄積の量	t-C	
木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
	対象木材使用量	建築物その他の工作物(構造材)	m^3
			kg
		建築物その他の工作物(非構造材)	m^3
			kg
		家具その他の物品	m^3
			kg
	代表的な樹種		
	合法性を確認できる伝達情報等の主な件名		
	増加した炭素蓄積の量		t-C
廃棄又は滅失した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
	対象木材使用量	建築物その他の工作物	m^3
			kg
		家具その他の物品	m^3
			kg
被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材	減少した炭素蓄積の量		t-C
	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した対象木材使用量		m^3
			kg
	被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材がある場合、その被害の内容		
過年度に使用した木材として報告した木材のうち譲渡した木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
	減少した炭素蓄積の量		
			t-C
過年度に使用した木材として報告された木材のうち譲渡された木材	建築物その他の工作物又は家具その他の物品の種別		
	増加した炭素蓄積の量		
			t-C

過年度に使用した木材として報告した木材のうち使用中の木材	建築物その他の工作物 家具その他の物品	件数	件
		炭素蓄積の量	t-C
		件数	件
		炭素蓄積の量	t-C

備考 1 所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合は、「所有森林のうち、算定するに当たって森林の一部を選定した場合、その選定の考え方」の欄に、次に掲げる事項のいずれかを満たしていることを記載すること。

- (1) 市町村単位で、当該市町村の区域内の所有森林を全て選定していること（市町村名を記入すること）
- (2) 除外した森林で主伐は予定されておらず、主伐が予定されている森林は全て選定していること
- 2 「①のうち、被害を受けたとして算定から除外すると判断した森林の面積」の欄には、災害その他やむを得ない事由により被害を受けた森林であって、算定から除外すると判断した森林の面積を記載すること。
- 3 「算定する森林のうち、計画の対象となる森林」について、森林経営計画、増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画を添付すること。また、合法性の確認又は証明を要する木材にあっては、合法性を確認又は証明できる伝達情報等の全部又は一部を添付すること。ただし、当該情報等の一部を添付する場合において、事業所管省庁から求めがあった場合は残りの全部又は一部を提出すること。
- 4 「炭素蓄積の量」の報告単位はt-Cとすること。また、「算定する森林のうち、計画の対象となる森林」の欄における「変化した炭素蓄積の量」の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。
- 5 「森林以外の土地の森林への用途の変更又は森林の森林以外の土地への用途の変更（算定する森林の土地）」の欄には、森林を算定する者が、森林以外の土地から森林への用途の変更又は森林から森林以外の土地への用途の変更があった際に、「変化した炭素蓄積の量（土地）」の増加は正の値、減少は負の値で記載すること。「用途の変更年度」の欄には、用途の変更が完了した年度を記載すること。
- 6 「過年度に報告した森林のうち譲渡した森林」の欄には、自らが過年度に報告した森林のうち、他の者に譲渡した森林について記載すること。「過年度に報告された森林のうち譲渡された森林」の欄には、他の特定排出者により過年度に報告された森林のうち、自らに譲渡された森林について記載すること。
- 7 「対象木材使用量」の欄には、立方メートルで表した材積又はキログラムで表した重量を記載すること。
- 8 「被害を受けたとして廃棄又は滅失した木材から除外すると判断した木材」の欄には、災害その他やむを得ない事由により被害を受けた木材であって、廃棄又は滅失した木材の算定から除外すると判断した木材について記載すること。
- 9 「過年度に使用した木材として報告した木材のうち譲渡した木材」の欄には、自らが過年度に使用した木材として報告した木材のうち、他の者に譲渡した木材について記載すること。「過年度に使用した木材として報告された木材のうち譲渡された木材」の欄には、他の特定排出者により過年度に使用した木材として報告された木材のうち、自らに譲渡された木材について記載すること。
- 10 「過年度に使用した木材として報告した木材のうち使用中の木材」の欄には、過年度に報告した使用中の木材について毎年度報告を行うこと。

第6表 特定排出者が設置する特定事業所の一覧

事業所番号	エネルギー管理指定工場等番号 (指定区分)	事業所の名称	事業所の所在地	事業所において行われる事業			
				事業コード	事業の名称		
1	(第 一 種)		〒				
2	(第 二 種)		〒				
3	(第 三 種)		〒				
4	(第 四 種)		〒				
5	(第 五 種)		〒				
6	(第 六 種)		〒				
7	(第 七 種)		〒				
8	(第 八 種)		〒				
9	(第 九 種)		〒				
10	(第 十 種)		〒				

- 備考 1 本表には、特定排出者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。
- 2 エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
- 3 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
- 4 本表に記載した特定事業所については、当該事業所ごとの温室効果ガス算定排出量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

排出年度： 年度

		事業所番号				
(ふりがな) 事業所の名称 (前回の報告における名称)						
(ふりがな) 所 在 地		〒	一	都道府県	市区町村	
事業所において行われる事業						
特 定 排 出 者 コ ー ド						
都 道 府 県 コ ー ド				事 業 コ ー ド		
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号						
温 室 効 果 ガ ス 算 定 排 出 量		別紙第1表のとおり				
権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)			1. 有 2. 無
担 当 者 (問合せ先)	部 署					
	(ふりがな) 氏 名					
	電 話 番 号					
	メールアドレス					

- 備考 1 本別紙は、第6表に記載する事業所ごとに作成すること。
 2 事業所番号の欄には、第6表の事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
 3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 4 事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業所にあっては、そのうちの主たる事業を記載すること。
 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
 6 権利利益の保護に係る請求の有無の欄は、本報告が法第27条第1項の請求に係るものである場合は「1. 有」に○をすること。
 7 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量			
①エネルギー起源CO ₂ (②を除く。)	②廃棄物の原燃料使用に伴うエネルギー起源CO ₂	③非エネルギー起源CO ₂ (④を除く。)	④廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂
t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
⑤CH ₄	⑥N ₂ O	⑦HFC	⑧PFC
t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
⑨SF ₆	⑩NF ₃	⑪エネルギー起源CO ₂ （発電所等配分前）	t-CO ₂
t-CO ₂	t-CO ₂		t-CO ₂

備考 1 ①～⑪の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
 - ② エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、廃棄物の原燃料使用に伴って発生する量
 - ③ 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①、②及び④を除く。）
 - ④ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（②を除く。）
 - ⑤ メタンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑥ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑦ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑧ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
 - ⑨ 六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
 - ⑩ 三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量
 - ⑪ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
- 2 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の原燃料使用に伴って発生するものを除く。）
 - (2) 他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
 - (3) 他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量
- 3 ①の量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表の1にも必要事項を記載すること。①の量に、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表の2にも必要事項を記載すること。①の量に、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表の3にも必要事項を記載すること。
- 4 ②の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の燃料としての使用
 - (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 5 ④の欄には、廃棄物の焼却（焼却時に発生する熱を回収するものに限る。）に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること。
- 6 ⑦及び⑧の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 7 ⑪の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 8 ⑪の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

- 9 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①、②及び⑪の欄には記載する必要はないこと。
- 10 ①から④まで及び⑪の量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて別紙第4表及び別紙第5表にも必要事項を記載すること。

事業所番号	
-------	--

別紙第2表の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-CO}_2/\text{千 m}^3$	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第2表の2 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-CO}_2/\text{kWh}$	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第2表の3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠
$t\text{-CO}_2/\text{GJ}$	

備考 本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値及び当該係数の根拠を記載すること。

別紙第3表 法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

温室効果ガスである物質の区分	当該算定方法又は係数の内容

備考 1 本表の各欄には、法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当

該算定方法又は係数を用いた温室効果ガスである物質の区分を記載し、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

- 2 都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の1に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の2に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数については、別紙第2表の3に記載すること。
- 3 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、別紙第4表及び別紙第5表に記載すること。

別紙第4表 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
---------------------------------	-------------------

- 備考 1 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
- 2 控除する二酸化炭素の種別が2以上になる場合には、その合計量を記載すること。

別紙第5表 大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t-CO ₂
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

- 備考 1 本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

- 2 本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。
- 3 控除する二酸化炭素の種別が2以上になる場合には、表の追加を行うこと。

様式第1の2（第6条及び第15条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	
※結果	
※決定通知日	年 月 日

権利利益の保護に係る請求書

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

請求者

(ふりがな)

住所〒

(ふりがな)

氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

法人番号

地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第1項の規定により、同法第26条第1項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量に代えて、同法第27条第1項で定めるところにより合計した量をもって同法第28条第1項の規定による通知を行うことを請求します。

公にされることにより権利利益が害されるおそれがあると思料する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量若しくは第4条第2項第13号から第15号までのいずれかに掲げる事項	
(温室効果ガスの名称等)	t-CO ₂
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由	
権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実	

備考 1 ※の欄には、記載しないこと。

2 本様式は、請求に係る温室効果ガスである物質ごとに作成すること。

3 権利利益が害されるおそれがあると思料する理由の根拠となる事実に関しては、事実を証する書類を添付することができる。

4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

提供者 住 所 〒

氏名又は名称

法人番号

代表者の氏名

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされると同意の上提供するものです。
- この情報は、当事業所のみに係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。

該当するいずれかの番号を記載

特定排出者コード

事業所番号

エネルギー管理指定工場等番号

事業所の名称

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報

2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報

3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報

(1) 省エネルギーの取組状況

詳細URL

--

(2) 再生可能エネルギーの使用状況

詳細URL

--

(3) エネルギー転換の状況（電化、燃料転換等）

詳細URL

--

(4) その他の実施した措置（工業プロセスの変更、農業方法の変更等）

詳細URL

--

4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報

5. 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量並びに吸収量等に関する情報

(1) 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報

① サプライチェーン排出量算定・削減の取組

詳細URL

--

② 企業グループ全体の温室効果ガスの排出量

t-CO₂

算定対象範囲（国内事業者のみ、国外事業者も含む等）その他の詳細

詳細URL

--

(2) 他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

- ① 二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量に関する情報

回収した二酸化炭素の量	t-CO ₂
回収した二酸化炭素の用途等に関する情報	

詳細URL

- ② その他他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報

詳細URL

(3) 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況

詳細URL

(4) 温室効果ガス吸収等の取組及び吸収量等に関する情報

- ① 自らの温室効果ガス吸収等（所有する木材の炭素蓄積を含む。）の取組及び吸収量等に関する情報

詳細URL

② 他の者の温室効果ガス吸収等（販売した木材の炭素蓄積を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸収量等に関する情報

詳細URL

--

6. 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報

(1) 温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認に関する情報

詳細URL

--

(2) 温室効果ガスの排出量等に対する第三者による検証又は保証に関する情報

詳細URL

--

7. 気候変動関連の目標、計画及び情報開示に関する情報

(1) 気候変動関連の目標に関する情報

長期目標から順に記載すること

目標 1	目標年又は年度	年又は年度
	基準年又は年度	年又は年度

目標詳細（目標の
対象、目標値等）

目標に対する進捗
状況

詳細URL

目標 2	目標年又は年度	年又は年度
	基準年又は年度	年又は年度
目標詳細（目標の対象、目標値等）		
目標に対する進捗状況		
詳細URL		

（2）気候変動関連の計画に関する情報

詳細URL

--

（3）気候変動関連の情報開示に関する情報

- ① サステナビリティ関連情報開示の実施（TCFD提言への賛同も含む。）
 - 実施している

② 具体的な情報開示の取組状況

詳細URL

--

8. その他の情報

担当者（問合せ先）

部 署	
ふりがな	
氏 名	
電話番号	

※受理年月日	年 月 日	※処理年月日	年 月 日
--------	-----------------	--------	-----------------

- 備考
- 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、特定排出者ごと又は事業所ごとに1部作成し、特定排出者に係るものは当該特定排出者として行う報告に添えて、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、提出すること。
 - 2 提供された情報については公表されるものであること。ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
 - 3 全ての欄に記載する必要はないこと。
 - 4 各欄への記載について、環境報告書・統合報告書やホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載することで代替することができる。
 - 5 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 - 6 事業所に係る情報を提供する場合は、事業所番号の欄に、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。ただし、様式第1を提出しない場合は、この限りでない。
 - 7 事業所に係る情報を提供する場合は、エネルギー管理指定工場等番号の欄に、別途経済産業大臣により指定された番号を記載すること。ただし、経済産業大臣による指定が行われていない場合は、この限りでない。
 - 8 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
 - 9 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出量その他の特定排出者又は事業所において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
 - 10 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、省エネルギーの取組状況、再生可能エネルギーの使用状況、エネルギー転換の状況、その他の実施した措置について、削減効果と併せて記載することができる。
 - 11 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄で記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄で記載した削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方

法について記載することができる。また、政省令で定める算定方法・排出係数と異なる算定方法（実測、モデル計算等）・排出係数を用いて排出量を算定した場合、その詳細についても記載することができる。

- 12 温室効果ガス算定排出量及び調整後温室効果ガス排出量以外の温室効果ガスの排出量に関する情報の欄には、サプライチェーン排出量（Scope1 排出量（事業者自らが直接的に排出する温室効果ガスの量）、Scope2 排出量（他人から供給された電気又は熱の使用に伴い間接的に排出する温室効果ガスの量）及び Scope3 排出量（Scope2 排出量以外で事業者が間接的に排出する温室効果ガスの量）の合計量をいう。）算定・削減の取組、企業グループ全体の温室効果ガスの排出量について記載することができる。企業グループ全体の温室効果ガスの排出量に関しては、算定対象とした企業グループの範囲等についても併せて記載することができる。
- 13 他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量に関する情報の欄には、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して製品等に利用することで他の者の温室効果ガス排出量の削減に寄与した量その他他の者の温室効果ガス排出量の削減に貢献する取組及び削減貢献量について、回収した二酸化炭素の用途等に関する情報及び削減貢献量の算定方法の詳細と併せて記載することができる。
- 14 調整後温室効果ガス排出量の調整に活用したクレジット以外のクレジットの取得・活用に関する状況の欄には、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量として定められたクレジット以外のクレジットの取得・活用の状況について記載することができる。
- 15 自らの温室効果ガス吸收等（所有する木材の炭素蓄積を含む。）の取組及び吸收量等に関する情報の欄には、自らの森林経営等による温室効果ガス吸收の取組及びその吸收量並びに炭素蓄積の取組及びその蓄積量について記載することができる。吸收量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載すること。また、省令及び告示で定める算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合、その詳細についても記載することができる。
- 16 他の者の温室効果ガス吸收等（販売した木材の炭素蓄積を含む。）に貢献する取組及び当該取組に係る吸收量等に関する情報の欄には、他の者の森林経営の受託又は木材製品を販売している場合等における温室効果ガス吸收に貢献する取組及びその吸收量並びに炭素蓄積の取組及びその蓄積量について記載することができる。吸收量等の記載に当たっては、その算定方法についても記載すること。また、省令及び告示で定める算定方法と異なる算定方法を用いて算定した場合、その詳細についても記載することができる。
- 17 温室効果ガスの排出量等の信頼性向上に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量等に対する自らの確認又は第三者による検証若しくは保証の有無について、また、それらがある場合は、確認又は検証若しくは保証の対象や実施された手続等その具体的な内容について記載することができる。
- 18 気候変動関連の目標に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減目標等の気候変動対策に関する目標について、目標年又は年度、基準年又は年度、目標の対象、目標値、目標に対する進捗状況を含めて記載することができる。また、SBTi（企業がパリ協定と整合した温室効果ガスの排出量の削減目標を設定し、認定を取得する国際的なイニシアティブ）の認定取得状況、RE100（企業が事業で使用する全ての電力を再生可能エネルギー由来の電力で賄うことを目指す国際的なイニシアティブ）への参加状況等についても記載することができる。3つ以上の目標を記載する場合は、記載欄を追加すること。
- 19 気候変動関連の計画に関する情報の欄には、温室効果ガスの排出量の削減及び吸収に関する計画・戦略、ビジネスモデルの転換又は技術開発・イノベーションの取組状況・計画について記載することができる。
- 20 気候変動関連の情報開示に関する情報の欄には、サステナビリティ関連情報開示の実施（TCFD 提言（TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が 2017 年に公表した「Recommendations of the Task Force on Climate-related Financial Disclosures」をいう。）への賛同を含む。）及び具体的な情報開示の取組状況について記載することができる。
- 21 その他の情報の欄には、上記のいずれの欄にも記載しなかった温室効果ガスの排出量の削減等に関する情報について記載することができる。
- 22 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
- 23 ※の欄には、記載しないこと。
- 24 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。